

ごみ運搬用軽トラック「リサイクル２１」貸渡要綱

（目的）

第１条 この要綱は、市民や町内会等に対し、ごみ運搬用軽トラック「リサイクル２１」（以下「リサイクル２１」という。）を貸渡すことにより、豊川市内の家庭から発生したごみ・資源や町内会の清掃活動で回収したごみ等について、市長の指定する施設への自己搬入を推進するとともに、豊川市内に活動拠点を持つ非営利団体が資源を集める廃品回収活動（以下「有価物回収事業」という。）を推進することを目的とする。

（市長の指定する施設）

第２条 市長の指定する施設（以下「指定施設」という。）は、次の各号に掲げる施設とする。

- (1) 粗大ごみ受付センター
- (2) 豊川市一般廃棄物三月田最終処分場
- (3) 豊川市清掃工場
- (4) 豊川市資源化施設
- (5) 豊川市内の家電リサイクル法対象品目指定引取場所
- (6) 前各号に定めるほか、市長が指定する場所

（リサイクル２１の使用の範囲）

第３条 リサイクル２１は、次の各号のいずれかに該当する場合に限り、使用することができる。

- (1) 市内に住所を有する者が、家庭から発生したごみ又は資源を指定施設に搬入しようとするとき。
- (2) 町内会の代表者又はその指定する者が、町内会の清掃活動により回収したごみを指定施設に搬入しようとするとき。
- (3) 有価物回収事業を行う非営利団体として市の登録を受けた団体が、有価物回収事業を行うとき。
- (4) 前３号に掲げる場合のほか、市長が特に必要と認めるとき。

（使用地域）

第４条 リサイクル２１を使用することができる地域は、豊川市の区域内に限

る。

（使用日時）

第5条 リサイクル21を借り受けることができるのは、午前9時から正午まで又は午後1時から午後4時までのいずれかの時間帯に限るものとする。

2 前項の規定にかかわらず、12月31日及び1月1日から同月3日までの日は、リサイクル21を借り受けることはできない。

（貸渡料金）

第6条 リサイクル21の貸渡料金は、別表に定めるとおりとする。

（予約の申込）

第7条 リサイクル21を使用しようとする者（以下「借受人」という。）は、豊川市ごみ運搬用軽トラック「リサイクル21」貸渡約款（以下「貸渡約款」という。）の内容及び前条の貸渡料金の支払に同意したうえで、あらかじめ電話等により、借受開始日時、リサイクル21を運転する者（以下「運転者」という。）の氏名その他市長が指定する事項を明示して予約の申込を行うことができる。

2 前項の予約の申込は、豊川市の休日を定める条例（平成2年豊川市条例第31号）第1条第1項各号に定める市の休日（以下「市の休日」という。）以外の日の午前8時30分から午後5時15分まで（以下「開庁時間内」という。）に限り行うことができるものとする。

3 借受人が一度に申し込むことのできる予約は、同一世帯又は同一団体につき1回分のみとし、当該予約に関する貸渡契約が終了してからでなければ、次の予約の申込をすることはできない。

（貸渡契約の締結）

第8条 リサイクル21の貸渡契約の締結は、リサイクル21貸渡契約書（貸渡証）（様式第1号）により行うものとする。この場合において、市長は、様式第1号（その1）を貸渡原票として保管するとともに、様式第1号（その2）をリサイクル21の引渡しに際して借受人に交付する。

2 市長は、貸渡契約の締結に当たり、借受人に対し運転者の運転免許証の提示又はその写しの提出を求めるものとし、借受人はこれに応じなければならない。この場合において、市長に提出された運転免許証の写し等の一切の書

類は、理由の如何を問わず、返却しない。

3 借受人は、借受開始日が市の休日以外の日であるときは借受開始日当日に、借受開始日が市の休日であるときは、借受開始日前の市の休日以外の日に、貸渡契約の締結手続をしなければならない。

4 借受人が一度に締結できる貸渡契約は、同一世帯又は同一団体につき1回分のみとし、当該貸渡契約が終了してからでなければ、次の貸渡契約を締結することはできない。

(貸渡契約の締結の拒絶)

第9条 市長は、借受人又は運転者が貸渡約款第7条各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約の締結を拒絶するとともに、予約を取り消すことができるものとする。

(貸渡料金の還付)

第10条 借受人は、貸渡約款第9条第2項ただし書きの手続きをするときは、リサイクル21貸渡契約取消申請書兼還付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

2 市長は、貸渡契約を取り消したときは、借受人にリサイクル21貸渡契約取消通知書(様式第4号)を交付する。

(貸渡料金の減免)

第11条 市長は、借受人が第3条第2号又は第3号に該当する場合その他市長が特別の理由があると認めたときは、貸渡料金を減免することができる。

2 前項の規定により貸渡料金の減免を受けようとする借受人は、リサイクル21貸渡料金減免申請書(様式第5号)を市長に提出しなければならない。

(使用後の届出)

第12条 借受人は、リサイクル21を返還する際は、リサイクル21の汚損、損傷又は備品の紛失等(通常の使用による摩耗を除く。)の有無について、リサイクル21使用報告書(様式第2号)を市長に提出し、その確認を受けなければならない。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか、リサイクル21の貸出しに関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 6 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 1 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 10 月 1 日から施行する。